高等教育と障害, 1 (1), 98-105, 2019.

https://doi.org/10.34322/jhed.1.98



この論文は，クリエイティブ・コモンズの表示－非営利－改変禁止4.0国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンスで提供されています。

# 展望

障害学生の教職キャリア形成における支援の現状と課題  
―教育実習に関する研究動向と展望―

池谷　航介

岡山大学全学教育・学生支援機構 学生総合支援センター

要旨：本稿は，わが国における障害学生の教育実習に関する研究から，これまでの変遷および現状と課題について整理し，今後の障害学生の教職キャリア形成に資するべく，研究の展望を実施することが目的である。対象となる論文の抽出にあたっては，論文検索システム（CiNii）を用いた。2018年1月1日時点において「障害」と「教育実習」の両方を含むフリーワード検索に該当した54件の論文の中から「障害学生による教育実習」について述べられているものを抽出した結果，12件の論文が認められた。以上の論文から考察を行うための分析方法として，まず年代別に取り組みに関する言及を収集して大まかな動向を把握し，次に実習前・実習中・実習後の3期に分けて整理した上で，課題を内容別に分類した。その結果，（1）教育実習という枠組みに関する課題，（2）実習校の決定に関する課題，（3）児童生徒らの学習権の保障に関する課題，以上の3点の課題が明らかになった。これらの結果を踏まえ，障害学生の教職キャリア形成にあたって充実した教育実習を実施するためには，さらに事例の収集を行って考察を進め，教育実習のあり方自体を再考する必要があるといえる。

キーワード：障害学生支援　教育実習　合理的配慮

著者連絡先：池谷航介 〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1 岡山大学全学教育・学生支援機構学生総合支援センター

# Ⅰ. 本稿の目的

　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下，障害者差別解消法）が2016年4月から施行され，すべての参加拒否は不当な差別であるとされた。また，参加に関する不均衡是正のため，合理的配慮の提供が公的機関では義務，その他事業所では努力義務とすることが定められた。この法律が示されたことにより，特に国公立の高等教育機関では対応要領等の策定が進み，専門部署の設置や専門教職員の配置といった具体的な支援体制の拡充が結実してきたといえる。体制整備の状況には依然として差異があるものの，先進的に取り組んできた大学等の専門部署から多くの報告が示されるようになってきた。それらの情報を参考にしつつ，各高等教育機関において合理的配慮の提供が検討されるようになってきたことについては，以前と比較し，大きな進捗がみられたところであるといえよう。

　一方，対応方法について十分な検討が進んでいない課題も少なからず残されている。本稿で取り上げる障害学生の教育実習への参加に関しては，そのニーズの高まりに比例することなく，実践研究や報告が非常に限られているといった現状がある。このことは，障害学生に応じた支援が非常に個別性の高いものであり，なおかつ教育実習といった特定のシチュエーションにおいて報告を行った場合，十分に配慮したとしても守秘性を保持しにくいという点が関係しているかもしれない。川田（2006）は，このような障害学生の教育実習に関する研究が不足している現状を踏まえ，「個別具体的な実践事例を報告することの方が有意義」ではないかとして，研究や報告の重要性を指摘している。

　そこで本稿では，これまでに公表された障害学生の教育実習に関する研究を整理しつつ，今後の展望について論考を行い，各高等教育機関における円滑な支援の推進に資することを目的とする。

# Ⅱ. わが国における障害学生の教育実習参加を概観するために

　国立情報学研究所の論文検索システム（CiNii）を用い，2018年1月1日現在において「障害」と「教育実習」の両方を含むフリーワード検索に該当した全54件の論文について，主題および副題と要約の確認を実施した。その中から障害学生による教育実習について述べられているものを抽出した結果，1988年から2017年までの間に12件の論文が認められた。

　これらを年代別に集約し，論文の種別を確認した結果，次の表（Table 1）に示す通りであった。なお，年代の区分は後述の「教育職員免許法施行規則」の改正がなされた1980年を起点とし，10年ごととしている。これら12件の論文中，投稿時において取得可能であった11件から，（1）教育実習への参加をめぐる状況の変遷，（2）教育実習における先行的な取り組み，（3）教育実習における共通的な課題，以上について整理を行った。

# Ⅲ. 障害学生の教育実習に関する研究動向

## 1. 教育実習への参加をめぐる状況の変遷

　　（1）1980年代～1990年代： 各種養護学校（現・特別支援学校）において教育実習を実施することが可能となった時期： 前章でも触れた通り，障害学生の教育実習を主題とする文献は数少ない。この中で最初にまとめられたものとして，有岡・田中（1988）がある。この論文では「障害をもつ学生の教育実習の実施状況―京都地区・1980～1986年度の実態―」として，障害学生に対し，「教育実習の履修を認める方向で努力するという」ことを大学側が基本姿勢として位置づけはじめた黎明期の状況が詳細に報告されている。この背景には，1980年の「教育職員免許法施行規則」改正において，「（前略）幼稚園には特別支援学校の幼稚部を，小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を，中学校には義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を，高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む」（第六条備考七）という条文の追加があると推察される。この改正により，各種養護学校（現・特別支援学校）出身の障害学生は，出身校において障害の状態に応じた支援を受けながら，あるいは出身校と卒業生という関係性をもって実習受け入れの問題を解消しながら，教育実習への参加を実現できるようになった（いわゆる「出身校方式」）。有岡・田中（1988）によると，京都地区では先駆的な取り組みとして障害学生の教育実習に関する諸問題を検討すべく，「京都地区大学教職課程協議会（京教協）」，「京都市小・中・高等学校校長会（校長会）」，「京都市教育委員会学校指導課（市教委）」，「京都市教職員組合協議会（市教協）」の四者が継続して協議および調査を行ってきたことが記されている。この協議において，「障害ゆえに一律に（教育実習の）履修が阻まれてはならない」といった近年の障害者差別解消法にも通じる考え方が前向きに検討されている点や，それに基づいて大学側は，障害学生の「履修条件を改善するとともに個別指導を行い，責任をもって受け入れ校に送り出せるようにする必要」があると示唆されている点は非常に興味深い。具体的な取り組みについては後述するが，現在においても課題となっているような事項が，当時から同様に議論されていたことを知る意味で，重要な文献であるといえる。

　　（2）2000年代： 附属校における受け入れが進んだ時期： 少し時代が開き，2000年代になると，田中・吉原・松浦他（2005）によって，「聴覚に障害のある教育実習生への情報保障と授業運営」が公表されている。この論文の冒頭では，従前の状況を踏まえ，「大学生が行う教育実習は通常，自身の出身校で行う」ものではあるが，障害学生の場合は「出身校では障害があることで教育実習生としては受け入れることが困難であると断る場合」があると述べられている。そこで，当時の広島大学では教育実習を全学的な教育活動と捉え，出身校ではなく附属校において教育実習を進めることによって「支援を行うことが可能」である（いわゆる「附属校方式」）としている。この論文の続報として出された田中他（2006）では，このような附属校方式で障害学生の教育実習を支援していくにあたって，どのように支援体制を構築すべきであるかといったことが検討されている。また，同年の文献である川田（2006）にも，岡山大学における取り組みとして附属校方式による教育実習実施の報告があり，大学側と，ソフト面（学生の実態や支援内容）でもハード面（施設設備のバリアフリー化とその予算措置）でも連携を図りやすいという利点が示されている。

　　（3）2010年代： 合理的配慮提供が進んだ時期： わが国が国際人権条約である「障害者の権利に関する条約」の批准に向け，最終的な法令等の整備を進めていた時期に，宇内（2013）によって「普通校における視覚障害のある学生の教育実習の現状と課題」と題する実践が報告された。この論文では，出身校ではない通常の学校において，障害学生の教育実習受け入れが進められた経緯が詳細に述べられている。通常の学校における教育実習を希望するに至った学生の意思や不安感，支援に携わった著者の葛藤の記録をたどりながら，実習校決定に至る過程が記されており，貴重な資料といえるだろう。生徒に不安や負担といった「学習上の不利益」を生じることなく受け入れられるかという実習校側からの懸念に留意した上で，なおかつ「障害学生は，その（実習時の支援にともなう）費用を自己負担しなければならないという前例」とならないよう，大学側の負担として働きかけてきた経緯に関する記述もある。この論文の続報である宇内（2014）では，障害学生が通常の学生と同等の活動（例えば，全盲学生が一般的な板書等を行うといったこと）を求められた「同化主義的な方向性」は，「共生社会を実現するうえでのバリア」となり得るとして，支援者自身の反省とともに支援全般の在り方に関する課題が指摘されている。

　同じ時期に，金澤（2014）は「実習における障害学生支援の課題―群馬大学における聴覚障害学生の教育実習の支援から―」と題して報告を行っている。先に述べた障害者差別解消法の成立を受け，この時期は国立大学を中心に障害学生支援を専門とする部署の開設が相次いでいた。群馬大学はその中でも先駆的な大学の一つであり，この論文では教育実習と専門部署との関連に着目して論考が行われている。実施にあたっては附属校方式がとられ，限定された附属校で毎年のように障害学生の教育実習が継続されることによって，支援にかかる課題とそれに応じた方法が積み上げられてきたということが述べられている。また，教育実習は「専門教員や専門支援者の注意深い配慮の支えがあって成り立つ，高度な教育的営み」であり，ゆえに附属校と障害学生支援専門部署の連携による継続可能な支援体制が鍵であるとされていることは，重要な指摘であるといえるだろう。この金澤（2014）による示唆を踏まえ，山本・二神・金澤（2015）では，教育実習に参加した聴覚障害学生からの聞き取り調査の結果が報告されている。学生からは，さまざまな支援を取捨選択したり組み合わせたりしながら，実習を通して自己のステップアップがいかに図られてきたのかという言及が多く，継続的にノウハウを蓄積できる附属校方式の有用性が追認されたといえるだろう。

　この翌年には，弱視学生の実習に関し，奈良・相羽・佐藤他（2016）による報告が公表されている。この論文では複数の学生からの聞き取りがまとめられており，弱視の状況に応じて「自宅から近隣の通常の学校」，「先輩の障害学生による教育実習が既に行われた通常の学校」，「出身の通常の学校」，「特別支援学校」といったさまざまな実習先が検討されたことがうかがい知れる。なお，この報告では受け入れ先の決定にかかる困難さは言及されておらず，出身校方式であっても附属校方式であっても，実習実施の見通しが立ちやすい校を前提として検討されてきた状況が推察される。

　同年，これまでには全く報告されてこなかった，発達障害および精神的困難さを有する学生の教育実習にかかる大学側および実習校側双方からの支援に関する報告が公表された（長沢, 2016; 二通, 2016）。この一連の報告では，そもそもこれらの学生が教育実習，あるいは教職に進むということをどのように捉えるのかとして，「受け入れに消極的な意見が多くなる可能性」（長沢, 2016）を踏まえ，「伝統的な教育実習の在り方を再考」する時期に来ているかもしれないと指摘している。

　以上のように，今後の障害学生の教育実習参加をめぐる状況は多様化の一途をたどる可能性が高いといえるだろう。教員養成課程を有する大学等においては，障害を理由として妨げが生じないよう留意しつつ，アドミッションポリシーから見直しを検討する等，教職キャリア形成の在り方について十分な協議が必須となってきていると考える。

Table 1 障害学生の教育実習に関する論文の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年代 | 概要 | 種別 |
| 1980年代 | 単一地域における取り組み | 実践報告 |
| 1990年代 | ※論文無し |  |
| 2000年代 | 聴覚障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 教育実習時の支援体制 | 実践研究 |
| 肢体不自由学生の教育実習 | 実践報告 |
| 2010年代 | 視覚障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 聴覚障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 視覚障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 聴覚障害学生の教育実習調査 | 調査研究 |
| 視覚障害学生の実習 | 調査研究 |
| 発達・精神障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 発達・精神障害学生の教育実習 | 実践報告 |
| 視覚障害学生の教育実習 | 実践報告 |

## 2. 障害学生の教育実習における先行的な取り組み

　先行的な取り組みの集約にあたっては，教育実習において「事前及び事後の指導（中略）を含むものとする」（「教育職員免許法施行規則」第六条備考八）と示されていることを踏まえ，実習校での実習期間だけではなく，その前後の状況把握にも努めることが重要であると考える。そこで本稿では，有岡・田中（1988）の調査で用いられた「教育実習前」，「教育実習中」，「教育実習後」という時系列の区分を用いて整理を行うこととした。なお，全11論文について確認した結果，「教育実習前」の取り組みに関しては8本，「教育実習後」の取り組みに関しては2本の論文に言及がみられた。

　　（1）教育実習前の取り組み： 教育実習がはじまってしまうと，長くても1か月程度という短期間となることから，教育実習を円滑に進めるにあたって必要な準備は，可能な限り早期から実施されていることが多いといえるだろう。まず，そもそも障害学生の実習参加自体の是非やその方法について「事前協議」が行われていたという報告（有岡・田中, 1988）にもあるように，大学側や実習校側，あるいは教育委員会側が協議を行って，共通理解を図ることが重要であると考える。このような協議のもとに，実際に実習を行う場合はどのような支援が必要かといった，大学と実習校間の具体的な役割分担が進んでいくといえる。まず，大学側から施設設備の確認を行い，「整備が必要であることが明らか」（田中他, 2006）なことを把握するといった「実地視察」（川田, 2006）の必要性が複数の論文でも指摘されている。また，このような施設設備等に対する事前確認だけではなく，障害学生本人や実習校の教員に対し，教育実習全般について個別的に事前相談を実施していくことや，介助等，特に配慮が必要な場合，その概要の周知についてもあらかじめ進めておくことが望ましいといった言及（有岡・田中, 1988）がみられる。

　　（2）教育実習中の取り組み： 教育実習中は，事前の協議によって決定された支援内容を基本として，適宜変更や調整を加えつつ，臨機応変に対応していくことが必要であると考えられる。このことについて金澤（2014）は，「まずは支援を厚目にし，徐々に支援を外していくなどの工夫」もよいのではないかとしている。教育実習期間中に試行錯誤することよって障害学生の成長が促された結果，支援の「取捨選択ができるようになった」（山本他, 2015）という言及もある。このような教育実習中における支援の変更や調整といった働きかけは，支援が必要か不要かといった「本人の意思を尊重する」だけでは「必ずしも適切な支援に繋がらない」として，「障害専門教員の関与」は不可欠との示唆（金澤, 2014）もある。これに加えて，「（支援の）コーディネートを的確に行ったことが，教育実習を滞りなく修了させることができた要因」（田中他, 2006）であるという指摘も含め，障害学生支援専門部署の教職員が介入することによる効果についても報告がみられる。

　　（3）教育実習後の取り組み： 以上に加え，有岡・田中（1988）は，事後協議の必要性を指摘している。教育実習支援は事前やその実施中に行うことが中心ではあるが，この指摘では障害学生自身の反省や評価はもとより，障害学生が教育実習に参加したことで，児童生徒らにとってどのような「教育効果」（有岡・田中, 1988）があったのか，振り返る機会を設けることが有益であると示唆されている。また，この事後の取り組みを継続することによって，障害学生の実習参加におけるノウハウを大学側・実習校側が共有し，次年度以降につながる知見が蓄積されていくことも効果的であるといえるだろう。

## 3. 教育実習における共通的な課題

　全11件の論文において言及されている課題を内容別に分類したところ，「教育実習という枠組みに関する課題」，「実習校の決定に関する課題」，「児童生徒らの学習権の保障に関する課題」の3点に集約することができた。

　　（1）教育実習という枠組みに関する課題： 一般的に教育実習は，教職を目指す学生が，苦悩しつつ試行錯誤を繰り返すことによって学ぶ場であるといえるだろう。しかしながら，実習者が障害学生の場合は，「『どこまで支援すればよいのか』という理論的・理念的なフレーム設定の困難さ」（金澤, 2014）から，どのような場面で人的な介助を行うべきなのか，あるいはどこまで一般的なスタイルに則すべきなのか，といったことが判断しにくい面がある。

　肢体不自由を有する学生に一般的な机間指導が求められること（田中他, 2006）や，「板書を重視したオーソドックスな授業スタイルの習得が目指される」（川田, 2006）といった結果，「『できないこと』を『できる』ようにすることが強いられる」（宇内, 2014）実習に陥ってしまうといった課題が複数の文献において言及されている。

　以上のことから，障害学生が自身のもてる力を発揮しつつ実習への参加を支援するためには，既存の枠組みにとらわれすぎることなく，個に応じた助言や支援を行っていくことが重要といえるだろう。

　　（2）実習校の決定に関する課題： 先に述べた教育実習への参加状況から，実習校の決定にあたり，受け入れ時の抵抗感が極力少ない校が選ばれてきたことが推察される。当該学生のパーソナリティがあらかじめ理解されているという前提で進められる出身校や，内部組織で支援や環境整備の連絡調整等を図りやすく，なおかつ障害学生の実習に関してノウハウを蓄積しやすい附属校での実習が多く報告されている背景には，少しでも実習を円滑に実施する意図があったといえるだろう。しかしながら，このいずれかでなければ実施できないのではなく，教育実習先の拡大といった取り組みへの言及（有岡・田中, 1988）がかねてよりみられる。ところが，宇内（2013, 2014）で述べられている通り，出身校や附属校ではない通常の学校への教育実習は，受け入れを打診する段階から非常に困難性の高いものであることが想定される。

　以上のように，受け入れについては課題が山積している。しかしながら，「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会, 2012）において，障害を有する教職員の配置およびそのロールモデルとしての重要性が言及されていることにも鑑み，この課題を狭義に実習校との交渉事項として捉えるのではなく，教員養成あるいは教職に求められるものが何かを再考した上で，抜本的な検討を進めるべき事項であると考える。

　　（3）児童生徒らの学習権の保障に関する課題： 上記の（2）で述べた課題の背景として，教育実習期間中に障害学生が，滞りなく実習校の児童生徒らに対して学習権あるいは安全性を保障できるかということについて議論されること（宇内, 2014）は少なくはないだろう。

　障害学生が教育実習への参加に際してたゆまず自助努力を行うことを前提としつつ，なおかつ大学側が必要な支援の提供を行ってなお，この課題に関しては実習校側で問題視されるところが大きいと推察される。実習校は学生が実習によって研鑽する場であると同時に，日常的に児童生徒らが学習と生活を継続している場でもある。そのため，学生側と児童生徒ら側の双方に有益となる取り組みとして教育実習を実施することが必須であるといえる。

　この点に関し，大学側と実習校側で役割分担を十分に協議するといった体制整備に加え，児童生徒らの成長に障害学生がどのように寄与できるかについて，共通理解が必要不可欠であるといえるのではないだろうか。

# Ⅳ. 今後の展望と本研究に関する課題

　以上のように，障害学生の教育実習参加に関して知見の整理を行った結果，継続的な懸案事項として，（1）教育実習という枠組みに関する課題，（2）実習校の決定に関する課題，（3）児童生徒らの学習権の保障に関する課題，以上の3点が挙がってくることを踏まえ，長沢（2016）が述べている通り，教育実習の在り方の再考を急ぐ必要があるのではないかと考える。

　障害学生が本人の希望に基づいて教員養成課程を修め，自分自身の個性を生かしながら教職を目指せるよう，さまざまな障害種別ごとの事例を積み上げつつ共有していくことが求められている。そのためにも，この分野に関する実践や研究の報告が1件でも多く公表されるよう，本稿で論考を進めたことが今後の各所からの報告に多少なりとも寄与できればと考えている。

　なお，本稿における論考は，障害学生の教育実習への参加に関する文献に基づいて行ってきたが，先にも述べた通り，参考となる文献が非常に限られていたため，個々の事例に応じるための十分な知見が得られるまでには至らなかった。この点に関し，先行知見をさらに収集するためには，その他教育実習全般を主題とした論文や当事者研究等の文献の中でも言及が行われている可能性に着目し，さらに文献研究を進める必要があるだろう。今後の本研究の課題としたい。

# 引用文献

有岡昭三・田中昌人 (1988). 障害をもつ学生の教育実習の実施状況―京都地区・1980～1986年度の実態―. 障碍者問題研究, 55, 29-41.

中央教育審議会初等中等教育分科会 (2012). 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告).文部科学省. Retrieved from http://www.mext.go.jp/bmenu/shingi/chu

kyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (2018年1月15日).

金澤貴之 (2014). 実習における障害学生支援の課題―群馬大学における聴覚障害学生の教育実習の支援から―. リハビリテーション研究, 160, 27-30.

川田　力 (2006). 教員養成のノーマライゼーションに関する基礎的研究―車椅子利用学生の教育実習を中心として―. 岡山大学教育実践総合センター紀要, 6, 141-146.

長沢修司 (2016). 発達障害や精神的な困難を抱える教育実習生への指導と課題. 教師教育研究, 29, 55-59.

奈良里紗・相羽大輔・佐藤由希恵・岩池優希 (2016). 大学における弱視学生の実習経験に関する調査―教育実習・医療実習・福祉実習・保育実習を中心に―. 障害者教育・福祉学研究, 12, 1-6.

二通　諭 (2016). 発達障害や精神的な困難を抱える学生が教育実習に取り組む際の課題と支援. 教師教育研究, 29, 33-43.

田中芳則・吉原正治・松浦伸和・今崎英明・阿部哲久・鹿江宏明 (2005). 聴覚に障害のある教育実習生への情報保障と授業運営. 広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要, 33, 47-53.

田中芳則・吉原正治・松浦伸和・川下美潮・今崎英明・神原一之・木村美保 (2006). 教育実習を行う障害学生に対する支援体制について―実習実施前の事前調査の視点から―. 広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要, 34, 37-40.

宇内一文 (2013). 普通校における視覚障害のある学生の教育実習の現状と課題. 社会臨床雑誌, 21(1), 51-59.

宇内一文 (2014). 視覚障害のある教育実習生の支援にかかわる体験と思索: 普通校における視覚障害のある学生の教育実習の現状と課題. 社会臨床雑誌, 22(2), 119-125.

山本綾乃・二神麗子・金澤貴之 (2015). 教育実習における聴覚障害学生の情報保障のあり方に関する一考察―4人の聴覚障害学生の実践事例から―. 群馬大学教育実践研究, 32, 109-114.

―2018.1.15受稿，2018.10.22受理―

# Review

The Current State and Issues of Teacher’s Career Formation for Students with Disability: A Review of Literature about Student Teaching Program

Kosuke IKETANI

Center for Student Support, Okayama University

*Japanese Journal of Higher Education and Disability*, 1(1), 98-105, 2019

Abstract:  The goal of this study was to carry out a review of the literature relating to student teaching program for students with disabilities in Japan. By summarizing the relevant history, current situation, and challenges in this field, the knowledge would be useful for improving the educational career development for students with disabilities. A scholarly article search system was used to identify the target literature. From 54 articles corresponding to a free word search including both “disabilities” and “student teaching program” conducted on January 1, 2018, a sample of 12 articles was found extracting those discussing “student teaching program by students with disabilities.” These articles were analyzed using the following method. After first acquiring a grasp of broad trends by gathering references relating to initiatives by age, issues were then sorted after being summarized into three periods, namely, before student teaching program, during student teaching program, and after student teaching program. Finally, the following types of issues were identified: (1) issues relating to the frameworks of student teaching program, (2) issues relating to the determination of training schools, and (3) issues relating to guaranteeing children’s right to learn. In conclusion, it was felt that enriching student teaching program for students with disabilities would necessarily entail collecting even more cases for further consideration and reconsidering the very nature of student teaching program itself.

Key words: support for student with disability, student teaching program, reasonable accommodation

Corresponding author: Kosuke IKETANI, Center for Student Support, Okayama University